

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

ページ

規 則

- 特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課) 11
- 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則..... (建設部総務課) 12
- 風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市計画課) 12

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課) 12
- 土地改良事業の工事の完了の届出..... (土地改良指導課) 12
- 道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課) 13
- 道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課) 13
- 知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 13
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 13
- 都市計画事業の認可..... (都市環境課) 14

道人事委員会規則

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... 14

道人事委員会告示

- 特地部局及びその級別の指定の一部改正..... 14
- 準特地部局の指定の一部改正..... 15
- 市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正..... 15
- 派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正... 16

規

則

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 7 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第115号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「から第36条まで（第12条、第16条、第17条、第21条から第26条まで、第29条、第30条、第32条及び第35条を除く。）」を「、第11条、第13条から第15条まで、第18条から第20条まで、第27条、第28条、第33条、第34条及び第36条」に改める。

第10条第1項中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号。以下この項において「平成16年改正法」という。）附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この条において「旧租税特別措置法」という。）」に改め、同条第3項及び第5項中「租税特別措置法」を「旧租税特別措置法」に改める。

第11条第1項中「第12条第1項の表の第3号又は第45条第1項の表の第3号」を「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」に改める。

第15条第1項中「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

別記第1号様式末尾欄外注及び別記第2号様式末尾欄外摘要1の事項中「重点整備地区、」を削る。

別記第3号様式その3末尾欄外注1(3)及び(6)の事項中「重点整備地区、」を削り、同注中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とし、同注6の事項中「重点整備地区、」を削り、同事項を同注5の事項とし、同注中7の事項を6の事項とする。

別記第3号様式その4末尾欄外注1(3)及び(6)の事項中「重点整備地区、」を削り、同注中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とし、同注6の事項中「重点整備地区、」を削り、同事項を同注5の事項とし、同注中7の事項を6の事項とする。

別記第4号様式その2末尾欄外摘要1の事項、同様式その3末尾欄外摘要1の事項及び同様式その4末尾欄外摘要1の事項中「重点整備地区、」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項、第3項及び第5項、第11条第1項並びに第15条第1項の改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則に基づいて作成されている用紙がある場合には、

7月には「愛の献血助け合い運動月間」です。献血の協力をお願いします。

この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第116号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

第1条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項の(1)中「第31条の2第2項第12号八、第62条の3第4項第12号八」を「第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八」に改め、同表2の項中「第31条の2第2項第13号二、第62条の3第4項第13号二」を「第31条の2第2項第14号二、第62条の3第4項第14号二」に改める。

（租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部改正）

第2条 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（昭和62年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第1項、第7条、別記第1号様式及び別記第3号様式中「第31条の2第2項第12号八」を「第31条の2第2項第13号八」に、「第62条の3第4項第12号八」を「第62条の3第4項第13号八」に改める。

（租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部改正）

第3条 租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則（昭和58年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、別記第1号様式、別記第2号様式並びに別記第5号様式中「第31条の2第2項第13号二」を「第31条の2第2項第14号二」に、「第62条の3第4項第13号二」を「第62条の3第4項第14号二」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第117号

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和45年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第12号中「による第一種電気通信事業」を「第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）」に改める。

第5条各号を次のように改める。

- (1) 日本道路公団
- (2) 独立行政法人緑資源機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (5) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (6) 独立行政法人国立病院機構
- (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (8) 独立行政法人都市再生機構
- (9) 日本郵政公社

第7条第24号中「電気通信事業法による第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第649号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年6月28日、多度志土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、ニセコ町の行う土地改良（東地区農道整備（畑地帯））事業の工事を平成16年3月24日に完了した旨の届出が

あった。

平成16年 7 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第651号

道営土地改良（東部高台地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農道、区画整理、暗きょ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成16年 7 月 7 日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年 7 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第652号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成16年 7 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
真 狩 南	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理）	平成15. 5.15
同	同（暗きょ）	同 14.11.29
福 井	ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理、農業用排水）	同 15.10.30
同	同（暗きょ）	同 14.11.20
蘭越美稲の郷	中山間地域総合整備（農業用排水）	同 12.10.31
同	同（ほ場整備）	同 15.10.31
同	同（暗きょ）	同 14.11.29
同	同（客土）	同 15. 5.28
真 狩 北	同（農業用排水、ほ場整備、暗きょ）	同 15.11.20
泉 川	農免農道整備	同 15. 9.10

北海道告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年 7 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡追分町白樺 2 丁目 3 の 1 ・ 5 （以上 2 筆につい

て次の図に示す部分に限る。）、1 の 1、1 の 3

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡追分町白樺 2 丁目 3 の 1 ・ 5 （以上 2 筆についで次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 公衆の保健

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び追分町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第654号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年 7 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町下幌別4380の 1 （次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町下幌別4380の 3

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

「

真狩村字泉

水産孵化場真狩支場

2

」

を

削り、同表留萌支庁管内の項中「水産孵化場増毛支場」を「水産孵化場道北支場」に改め、同表網走支庁管内の項中

「

北見市豊田

網走保健福祉事務所北見地域保健部食肉検査課

1

」

を

「

北見市豊田

網走保健福祉事務所北見地域保健部食肉検査課

1

」

に

網走市能取港町1丁目

水産孵化場内水面資源部道東内水面室

2

」

改め、同表日高支庁管内の項中

「

えりも町字歌別

水産孵化場えりも支場

2

」

を

削り、同表根室支庁管内の項中

「

中標津町東5条北3丁目

釧路土木現業所中標津出張所

1

」

を

「

中標津町東5条北3丁目

釧路土木現業所中標津出張所

1

」

に

中標津町丸山3丁目

水産孵化場道東支場

1

」

改める。

北海道人事委員会告示第11号

平成13年北海道人事委員会告示第17号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成16年7月1日から適用する。

平成16年7月6日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

道職員給与条例関係の表渡島支庁管内の項中

「

森町字白川

水産孵化場森支場

」

を

削り、檜山支庁管内の項中

「

江差町字南浜町

檜山家畜保健衛生所

」

を

削る。

北海道人事委員会告示第12号

平成13年北海道人事委員会告示第18号（市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から適用する。

平成16年7月6日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第1項の表渡島支庁管内の項中

「

松前町字福山

松前町役場

2

」

及び

「

恵山町字日ノ浜

恵山町役場

2

」

を削

り、同表檜山支庁管内の項中

「

今金町字今金

今金町役場

2

」

を

「

厚沢部町新町

厚沢部町役場

1

」

に改

瀬棚町字本町

瀬棚町役場

2

北檜山町字徳島

北檜山町役場

2

今金町字今金

今金町役場

2

」

め、同表後志支庁管内の項中

「

喜茂別町字喜茂別

喜茂別町役場

2

」

を

京極町字京極

京極町役場

2

」

「

京極町字京極

京極町役場

2

」

に改

共和町南幌似

共和町役場

2

」

め、同表留萌支庁管内の項を削り、同表上川支庁管内の項の次に次のように加える。

宗谷

中頓別町字中頓別

中頓別町役場

2

第1項の表網走支庁管内の項中

「

東藻琴村387

東藻琴村老人福祉センター

2

」

を

美幌町字東2条北2丁目

美幌町役場

1

斜里町本町

斜里町役場

1

清里町羽衣町

清里町役場

2

常呂町字常呂

常呂町役場

2

」

遠軽町1条通北3丁目 湧別町栄町 雄武町字雄武		遠軽町役場 佐呂間町・上湧別町・湧別町合併協議会事務局事務所 雄武町役場	1 2 2	」 に改 」 を削 る。
「 女満別町西3条4丁目 美幌町字東3条北2丁目 斜里町本町 小清水町字小清水 遠軽町1条通北1丁目 遠軽町1条通北3丁目 湧別町栄町		女満別町役場 美幌町保健福祉総合センター 斜里町役場 小清水町役場 遠軽町保健福祉総合センター 遠軽町役場 佐呂間町・上湧別町・湧別町合併協議会事務局事務所	1 1 1 1 1 1 2	
め、同表胆振支庁管内の項中				
「 穂別町字穂別		穂別町役場	2	
北海道人事委員会告示第13号				
平成13年北海道人事委員会告示第19号（派遣社会教育主事に係る特地区局及びその級別並びに準特地区局の指定）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から適用する。				
平成16年7月6日				
北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄				
第1項の表を次のように改める。				
支庁管内	所在地	部 局 名	級別区分	
石狩	千歳市モラップ 新篠津村第46線北	千歳市青年の家支笏湖青少年研修センター	3	
		新篠津村教育委員会事務局	2	
渡島	福島町字三岳 椴法華村字浜町 砂原町字度杭崎	福島町総合体育館	2	
		椴法華村教育委員会事務局	2	
		砂原町教育委員会事務局	1	
檜山	上ノ国町字大留 乙部町字館浦 北檜山町字徳島	上ノ国町教育委員会事務局	2	
		乙部町教育委員会事務局	2	
		北檜山町教育委員会事務局	2	
後志	ニセコ町字富士見	ニセコ町教育委員会事務局	2	」 に改 」 を削 る。
空知	月形町字知来乙 幌加内町字親和	月形町教育委員会事務局 幌加内町教育委員会事務局	1 3	
上川	下川町幸町	下川町教育委員会事務局	1	
留萌	苫前町字古丹別	苫前町公民館	2	
宗谷	稚内市富士見4丁目 猿払村鬼志別西町 浜頓別町中央南 歌登町東町	稚内市少年自然の家 猿払村教育委員会事務局 浜頓別町教育委員会事務局 歌登町教育委員会事務局	2 3 2 2	
網走	端野町字2区	端野町公民館	1	
胆振	洞爺村字洞爺町 大滝村字本郷 厚真町京町	洞爺村教育委員会事務局 大滝村教育委員会事務局 厚真町教育委員会事務局	3 3 2	
日高	門別町富川東6丁目	門別町教育委員会事務局	1	
十勝	上士幌町字上士幌東3線 鹿追町東町3丁目 浦幌町字桜町	上士幌町教育委員会事務局 鹿追町教育委員会事務局 浦幌町教育委員会事務局	2 1 1	
根室	中標津町丸山2丁目 標津町南1条西5丁目 羅臼町栄町	中標津町教育委員会事務局 標津町生涯学習センター 羅臼町公民館	1 2 3	